

県民意見の募集について

計画等の案の名称	幼稚園を設置する学校法人の設立認可審査内規の一部改正(案)
意見募集の趣旨	<p>幼稚園を設置する学校法人の設立認可に関する「幼稚園を設置する学校法人の設立認可審査内規」を一部改正するものです。</p> <p>私立学校法に規定する役員等の基準について、私立学校法の規定にあわせて、また、校舎の借用基準について、国と同様の基準に改めるとともに、全校種の文言を統一します。</p> <p>については、本案に対する県民の皆様の御意見を募集します。</p>
意見の提出期間	令和6年12月16日(月)～令和7年1月15日(水)
意見の提出方法	<p>持参、郵送、ファクシミリ又は電子メールのいずれかの方法で意見書を提出してください。</p> <p>なお、意見書の様式は自由ですが、意見は日本語により、意見の理由を含めて記載願います。</p> <p>おって、いただいた意見の内容について照会する場合がありますので、意見書には氏名、住所及び連絡先（電話番号等）を明記してください。</p>
意見の提出先	<p>1 持参又は郵送の場合 郵便番号 420-8601 静岡市葵区追手町9-6（県庁東館11階） スポーツ・文化観光部 総合教育局 私学振興課</p> <p>持参の場合は、午前9時から午後5時まで（「静岡県の休日定める条例」第1条第1号各号に定める休日（土曜日、日曜日及び祝日）を除く）</p> <p>2 ファクシミリの場合 054-221-2943（スポーツ・文化観光部 総合教育局 私学振興課）</p> <p>3 電子メールの場合 shigakushinkou@pref.shizuoka.lg.jp</p>
問い合わせ先	<p>スポーツ・文化観光部 総合教育局 私学振興課 電話番号 054-221-2937</p>
備考	<p>いただいた意見（類似する意見はまとめた上で）に対する県の考え方は、県のホームページでお示しします。個別の回答はいたしませんので、御了承ください。</p>